

## 一般財形預金 [複利型] [単利確定日型] 商品説明書

商 品 名	一般財形預金	
	[複利型]	[単利確定日型]
販売対象	・一般財形預金取扱契約企業に勤務されている方	
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積立期間3年以上 (年1回以上のお預入が必要です。)</li> <li>この預金はお預入のつどお預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長お預入期間とする一口ごとの期日指定定期預金になります。満期日は据置期間終了後、最長お預入日までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、1ヵ月前までに通知を必要とします。その場合は、1万円以上の金額をご指定ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積立期間3年以上15年</li> <li>ただし、積立期間終了後3ヵ月の据置期間が必要です。また、据置期間を含み15年を超えることはできません。</li> </ul>
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与または賞与からの天引きにてお預入</li> <li>・1,000円以上300万円未満</li> <li>ただし、給与または賞与金額の範囲内</li> <li>・1円単位</li> </ul>	
払出方法	・満期日以後に一括してお支払いします。	
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利（お預入時の店頭表示の利率を適用します。）</li> <li>・個別の定期預金毎に、満期日一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とし、1年毎の複利計算。（ただし、年単位とならないお預入日数については、1年を365日とする日割計算による複利計算）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分割お預入日における、お預入日からお預かり期限（据置期間を含む）の前日までの日数に応じた店頭表示の利率を適応します。</li> <li>・満期日以後に一括してお支払いします。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。</li> </ul>	
手 数 料	・なし	
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の定期預金毎の解約が満期日前になる場合は、(別紙 23 ページ)「定期預金の中途解約利率一覧表」の自由金利型期日指定定期預金のとおりお支払いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お預入金額毎にお預入日から解約日の前日までの期間について(別紙 23 ページ)「定期預金の中途解約利率一覧表」自由金利型定期預金[M]型(スーパー定期)のとおりお支払いします。</li> </ul>
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	

<p>苦情処理措置 紛争解決措置 について</p>	<p>・ <b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。</p> <p>・ <b>紛争解決措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀弁護士会（電話：077-522-3238）</li> <li>・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）</li> <li>・ 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）</li> <li>・ 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</li> </ul>
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の対象預金です。</li> <li>・ 預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</li> </ul>

(令和6年7月17日現在)